

東京都後期高齢者医療広域連合

世帯の所得状況別住民税負担割合

世帯内の被保険者の課税所得がいずれも145万円未満である

いいえ → 世帯内に昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がいる

はい → 世帯内の被保険者の課税所得がいずれも28万円未満である

いいえ → 世帯内の被保険者全員の「賦課のもととなる所得金額」の合計が210万円以下である

はい → 世帯内の被保険者の人数が1人である

いいえ → 世帯内の被保険者の「年金収入」+「その他の合計所得金額」が200万円未満である

いいえ → 世帯内の被保険者全員の「年金収入」+「その他の合計所得金額」の合計額が320万円未満である

はい → 1割負担

いいえ → 2割負担

はい → 1割負担

いいえ → 2割負担

はい → 1割負担

いいえ → 3割負担

はい → 2割負担

いいえ → 2割負担

はい → 1割負担

※住民税非課税世帯の方は、1割負担となります。

被保険者数	(令和5年1月から12月までの収入)
1人	383万円未満 ※383万円以上でも、同じ世帯に他の医療保険制度に加入している70歳～74歳の者がいる場合は、その者と被保険者の収入合計額が520万円未満
2人以上	合計520万円未満